

流通経済大学後援会会則

(名 称)

第1条 本会は流通経済大学後援会と称する。

(所在地)

第2条 本会は本部を流通経済大学内に置く。

(目 的)

第3条 本会は学生の教育指導に関し、学校と家庭との連絡を密にし、併せて流通経済大学の発展向上を図る事をもって目的とする。

(組 織)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 流通経済大学在学生の父母又は保証人
- (2) 特別会員 学校法人日通学園の関係者および流通経済大学の教職員

(事 業)

第5条 本会はその目的を達成する為に次の事業を行なう。

- (1) 学校と家庭との連絡
- (2) 流通経済大学報の配布
- (3) 在学生の教育厚生等に関し必要な事業に対する援助
- (4) 教職員の研究活動に対する援助
- (5) その他必要と認める事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 2名
- (4) 常任委員および委員 若干名

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員を選任)

第7条 会長は総会に於て普通会員中より選任する。

- 2 委員は総会に於て普通会員中より選任する。
- 3 副会長および常任委員は委員の互選による。
- 4 監事は総会に於て普通会員中より選任する。

(顧問および参与)

第8条 本会に顧問および参与を置く。

- 2 顧問は総会の承認を得て会長が推薦する。
- 3 参与は特別会員中より総会の承認を得て会長が推薦する。

(幹事)

第9条 本会に幹事若干名を置く。

2 幹事は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長差支あるときはその職務を代理する。

3 監事は本会の会計を監査する。

4 常任委員は常時会務を掌理し、会の運営にあたる。

5 委員は会長招集の委員会に出席し、意見を述べ会務を分掌する。

(顧問および参加の仕事)

第11条 顧問および参加は会長の諮問に応じ、又は総会に出席して意見を述べ、本会発展の為に寄与する。

(幹事の職務)

第12条 幹事は本会の事務を処理する。

(総会)

第13条 総会は毎年4月に開催して役員を選任、会務、会計等の報告を行なうものとする。

2 会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

3 総会は出席者の過半数をもって議決する。

(経費)

第14条 本会の経費は入会金、会費および寄附金をもってあてる。

(1) 普通会員は、入会金 5,000 円および会費 50,000 円を負担し、入学手続き時に学費と同時に本部へ納入する。

(2) 寄附金は、本会の趣旨に賛同し援助を申し出た篤志家ならびに団体より申し受けるものとする。

(3) すでに普通会員となっている者で、新たに入学者がある場合は、申請に基づき、入会金を免除し、会費を減額することができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

1. 本会則は昭和44年8月1日より施行する。

2. 本会則は総会の議決によるほか変更することはできない。

3. 本会は別に定める規定に基づき支部を設けることができる。

4. この改正は、昭和49年4月1日から施行し、昭和50年度の新会員から適用する。

5. この改正は、昭和52年4月1日から施行し、昭和53年度の新会員から適用する。

6. この改正は、昭和57年4月1日から施行し、昭和58年度の新会員から適用する。

7. この改正は、平成21年4月1日から施行する。